

令和5年度子ども向けアンケートの実施概要

1 実施背景

- 新潟市子ども条例第16条において、子どもの「参加の機会の確保」のため、「子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努める」とこととされており、また、こども基本法第11条においても、子どもに関連する施策について、子どもの意見を聴取することが自治体に義務付けられている。
- 新潟市子どもの権利推進計画(R5.4施行～計画期間5年)において、子ども条例の認知度等について指標を設けており、継続的に子どもの意見や考えを把握する必要がある。
- アンケート実施により、子ども自身が子どもの権利について考える機会となり、子ども条例の理解促進の一助となる。
- 令和6年4月から、子どもの権利侵害に対する相談・救済機関の設置に向け準備を進める中、当該機関について子どもの意見や考えを把握し、今後の運用に活かす必要がある。

2 対象

新潟市内の小学校、中学校に通う小学校6年生、中学校2・3年生の児童・生徒。

- 小学校は、5か年で市内全校がアンケートを実施できるよう、各区で2～4校ずつ実施。
- 中学校は、5か年で市内全校実施予定の、中学生による意見交換会の参加校が実施。

区	小学校	中学校
北区	松浜小学校、南浜小学校	松浜中学校
東区	山の下小学校、大形小学校	東新潟中学校、東石山中学校
中央区	浜浦小学校、関屋小学校 鏡淵小学校	宮浦中学校、上山中学校
江南区	丸山小学校、大淵小学校	曾野木中学校
秋葉区	新津第一小学校、新津第二小学校 新津第三小学校	新津第五中学校 小須戸中学校
南区	新飯田小学校、茨曾根小学校 庄瀬小学校	月潟中学校
西区	小針小学校、新通小学校 内野小学校、木山小学校	赤塚中学校、小新中学校
西蒲区	岩室小学校、和納小学校 曾根小学校	岩室中学校

3 実施方法等

- 学校が貸与する生徒のタブレット端末を活用したアンケート調査を実施する。
- 収集したデータはこども政策課にて集計・とりまとめを行う。
- 集計結果は、教育委員会事務局を通じ、各校に共有するとともに、子どもの権利推進委員会に報告する。

4 実施時期

令和5年10月初旬(実施タイミングは各校に任せる)
～10月20日(金)(回答フォーム受付終了)

5 回答状況

有効回答数:3,023 件
(対象児童数:3,878 人 回答率:77.9%)

6 回答状況

資料2-3別紙のとおり